

答 申 第 3 0 9 号
平成21年12月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年6月16日付け保指第472号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年3月19日付けで異議申立人から提起された、平成20年3月17日付け保指第6253号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年3月17日付け保指第6253号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 鋸南町は、平成11年度から国保会計の粉飾決算を続けている。千葉県職員は黙認している。
- (2) 粉飾の手法は、国保料を水増し請求し、取り過ぎ分を翌年度精算せず、国保会計の黒字とし、所得割料率と資産割料率を補正しない違法な国保料算出による未請求分を町一般会計から町国保会計へ繰り入れないことで、一般会計も黒字としていた。
- (3) 平成18年度の町の一般会計と国保会計は、剰余金の積み立てを義務付けた地方財政法7条に違反し積み立てをしないことも含めた粉飾決算がされている。粉飾しなければならなかったのは、平成19年度の町立勝山小学校校舎改築工事のための国庫補助や過疎債発行の許可が、赤字決算では認められないためである。（平成14年度以降国保の退職被保険者の介護納付金賦課額のうち平等割と均等割の軽減額を、国民健康保険法72条の4に違反して、軽減合計相当額を社会保険診療報酬支払基金から故意に交付されていないことから国保会計に損害を与えることを、公然と、し続けていること等から故意に行なわれている。）
- (4) 勝山小学校の新校舎は、支持抗58本が岩盤に届かない耐震偽装の設計がされ、建築確認が済んでいないのに虚偽の建築確認済の番号で、入札参加業者の資格確認で町内業者2社しか応札させず、地質調査も追加の16ヶ所を加えた22ヶ所でのボーリング調査しかなく、耐震偽装の設計のままである。勝山小学校の新校舎については、中間検査がされず、支持抗が岩盤に届いていなくても分からないままである。過疎債の許可のため、建築確認の変更も、申請から約1週間で確認済となっていた。新校舎の下の岩盤は一方向への傾斜ではなく複雑な凹凸があるが、どの

ような凹凸であるのか不明のままである。

- (5) 国民健康保険法 82 条による国庫補助のあった国民健康保険直営診療施設と国民健康保険保健福祉総合施設を料金制有の指定管理者に来年度から委託するが、国からの補助金返還が必要である。
- (6) 国を騙して金を取ってくるため、特に国保会計での粉飾決算まで千葉県職員が黙認しているのは、鋸南町が平成 10 年度から同 16 年度に「国が確認した公債費負担適正化計画」を実施するとしながら、同計画を達成しないことを千葉県職員が黙認したり、国民健康保険法 106 条の実地検査等で千葉県職員が粉飾決算を放置していたからである。千葉県職員は、補助金適化法の情を通じた者として、問題を先送りし、同法の違反を公然としていると言える。このことは、行政文書開示請求をすると文書の特定が出来ないからと補正要求をし、どのような補正をしようと開示請求を却下している事実から明らかであるや、平成 20 年 1 月 26 日付の（H19、12、3 付保指 5422 号、H20、1、25 付保指 5746 号による自己情報開示請求却下処分に対する）異議申立てを諮問せず放置していたことから明らかである。
- (7) 鋸南町の国保会計で不法行為が行なわれていたにも係わらず、過去に行った県保険指導課が鋸南町に対する「国保法 106 条の実地検査」、又は、「指導」での不法行為についてを記載していない行政文書が対象であるのに不存在とした。
- (8) 平成 20 年 3 月 10 日に退職被保険者の介護納付金賦課額の平等割と均等割の各軽減合計額が補てんされていなければ、同被保険者と一般被保険者の基礎賦課額を水増しして、穴埋めするしかなく、基礎賦課額の水増しがあったのは明らかである。国保料の水増し請求だけでなく県が交付していた基盤安定負担金も水増し請求されていたのも明らかである。千葉県知事は水増し請求を隠したまま基盤安定負担金の額の確定をしたため不法行為の隠ぺいのため不開示決定処分をした。
- (9) 国保の関係法令によれば、退職者医療制度においても県は鋸南町を指導できる規定があるが、何も指導していない不作為を隠すため、H14、17 の保険者指導で放置した（指導しなかった）ことがわかる行政文書を開示決定しなかった。
- (10) 鋸南町が、県が何も言わないことから、平成 20 年度も同負担金の不正請求を予定している。又、同町は、上記(8)の補てんされていない軽減合計額のうち平成 14 年度分が消滅時効で請求できないのに請求している。その請求書（実績通知書）の公印は鋸南町の正式な公印でない虚偽公文書によるものである。そのため、今月の鋸南町定例議会にて可決された国保補正予算案（第 1 回）には、前述補てん分が計上されていない。

- (11) 県職員は自分達のミスを隠すため、鋸南町と共謀し、不正行為の隠ぺいをしている。公務員の職権濫用は許されない。H14・17の国保法4条による鋸南町の指導の文書が対象。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成20年2月12日付けで、開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「別添H20、2、8付鋸保第47号公文書不存在決定通知書から鋸南町の国保会計で不法行為が行なわれているのに千葉県職員が放置していることがわかる一切の書類」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) 当該欄には実施機関では確認できない事実を前提とした表現が記載されており、本件請求に係る行政文書の特定が困難であるため、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により補正を求めたところ、次のとおり回答があった。

「補足説明を追加する。『平成20年3月10日付鋸保104号（別添A4×1枚）から鋸南町国保特別会計では退職被保険者の平等割と均等割の各軽減合計額が補てんされていないのが明らかだが、県保険指導課が国保法106条の实地検査又は、過去の鋸南町の指導（H14、H17各年度実施）で放置していたことがわかる一切の書類も含む。』」

2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していない（請求に係る行政文書を作成又は取得していない）ためとして本件決定を行った。

3 不開示決定の理由について

平成20年3月10日に鋸南町税務住民課から実施機関に、「平成14年度以降の退職医療給付費等事業実績通知書に記載誤りがあり、結果として約153万円の交付漏れである」と電話で連絡があり、異議申立人の不法行為との主張の一部は事実であることがわかった。しかし、この連絡に係る行政文書を作成又は取得しておらず、本件請求に係る行政文書を保有していない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

2 行政文書の不存在について

(1) 本件請求には「千葉県職員が放置している」及び「県保険指導課が」
「放置していたことがわかる」とあり、その趣旨は、鋸南町の国民健康
保険の会計に関する次に掲げる行政文書の開示を請求するものと認めら
れる。

ア 不法行為が行われているのに千葉県職員が放置していることがわか
るもの

イ 退職被保険者の平等割及び均等割の軽減額が補てんされていないこ
とについて、実施機関が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
第106条の規定による検査、又は指導で放置していたことがわかる
もの

(2) 実施機関の説明は、実施機関の説明要旨3のとおりであり、鋸南町の
国民健康保険の会計に関し、鋸南町税務住民課からの連絡により、平成
14年度以降の退職医療給付費等事業実績通知書に記載誤りがあること
がわかったが、この連絡に係る行政文書を作成又は取得しておらず、本
件請求に係る行政文書を保有していないとしている。実施機関に確認し
たところ、この連絡に係る行政文書を作成又は取得していない具体的理
由は次のとおりであった。

ア 退職医療給付費等事業実績通知書に係る事務については、社会保険
診療報酬支払基金及び鋸南町が行い、千葉県は行わないため、実施機
関は社会保険診療報酬支払基金及び国に連絡をするように助言を行っ
たのみであること。

イ 平成14年度以降の退職医療給付費等事業実績通知書に記載誤りが
あることについては、鋸南町税務住民課からの連絡で初めて認識した
のであって、本件決定の時点において実施機関が鋸南町に対して実施
した国民健康保険法に基づく検査又は指導に係る行政文書に記載がな
く、本件請求に係る行政文書を保有していないこと。

(3) これらの理由により、本件請求に係る行政文書は存在しないとする実
施機関の説明に不合理な点は認められず、また、他に本件請求の趣旨を
満たすような行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められない
ことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼ
すものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成20年 6月16日	諮問書の受理
平成20年 8月 8日	実施機関の理由説明書の受理
平成20年 9月22日	異議申立人の意見書の受理
平成21年 7月21日	審議
平成21年 9月29日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成21年10月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐野 善房	弁護士	
福武 公子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年10月27日現在)